

No.	頁	現行（平成30年4月改訂）	改訂後（令和2年4月改訂）
1	9	<p>【類似案件の取扱い（検討の例外）】</p> <p>（1）類似事例の検討結果の提出</p> <p>事業担当部局は、優先的検討において、対象事業と類似の規模・事業特性等を有した本市の事業で、既に簡易な評価、詳細な評価を実施済みの場合、その評価結果自体を対象事業の検討結果として、札幌市PPP/PFI活用委員会へ提出することが出来る。</p> <p>類似事例の評価結果を提出する場合の留意点を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業担当部局は、類似事例の評価結果を対象事業の検討結果として提出することを事前に札幌市PPP/PFI活用委員会事務局へ報告する。 ➢ 札幌市 PPP/PFI 活用委員会は、類似事例の評価結果が適切かどうか検証する。 ➢ 事業担当部局は、必要に応じて札幌市 PPP/PFI 活用委員会に参加する。 ➢ 事業担当部局は、整備や運営、付帯事業のあり方が異なる可能性のある事業、利用料金徴収を伴う事業については、類似事例の評価結果を当該事業の検討結果として提出することは出来ない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】</p> <p>○PPP/PFI 導入可否に関わらず類似事例による評価結果の提出が可能な事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模、機能、土地利用等が類似した市営住宅、学校施設、公園等の整備事業 <p>○類似事例による評価結果の提出が出来ない事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理場等の大規模な整備を伴う事業、利用料金徴収を伴う事業 </div>	<p>（1）類似事例の検討結果の提出</p> <p>事業担当部局は、優先的検討において、対象事業と類似の規模・事業特性等を有した本市の事業で、既に簡易な評価、詳細な評価を実施済みの場合、その評価結果自体を対象事業の検討結果として、札幌市PPP/PFI活用委員会へ提出することが出来る。</p> <p>類似事例の評価結果を提出する場合の留意点を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業担当部局は、類似事例の評価結果を対象事業の検討結果として提出することを事前に札幌市PPP/PFI活用委員会事務局へ報告する。 ➢ 札幌市 PPP/PFI 活用委員会は、類似事例の評価結果が適切かどうか検証する。 ➢ 事業担当部局は、必要に応じて札幌市 PPP/PFI 活用委員会に参加する。 ➢ 事業担当部局は、整備や運営、付帯事業のあり方が異なる可能性のある事業、利用料金徴収を伴う事業については、類似事例の評価結果を当該事業の検討結果として提出することは出来ない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】</p> <p>○PPP/PFI 導入可否に関わらず類似事例による評価結果の提出が可能な事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模、機能、土地利用等が類似した市営住宅、学校施設、公園等の整備事業 <p>○類似事例による評価結果の提出が出来ない事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理場等の大規模な整備を伴う事業、利用料金徴収を伴う事業 </div> <p style="color: red; margin-top: 10px;"><u>また、既にPPP/PFI手法にて事業運営等を行っている事業において、事業期間終了に伴い、類似のPPP/PFI手法の採用について検討する場合は、簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施することができる。</u></p>
2	11	<p>【札幌市 PPP/PFI 活用委員会の開催方法】</p> <p style="text-align: center;">第4章 簡易な検討</p> <p>PPP/PFI手法導入の検討は、簡易な検討より開始する。</p> <p>簡易な検討は、従来PPP/PFI手法の導入検討時に実施してきた導入可能性調査（コンサルタント等への委託費を伴う調査）に先立って実施する事前検討であり、1つ以上のPPP/PFI手法について、「定量的評価」と「定性的評価」を実施する。</p> <p>事業担当部局は、検討結果を札幌市PPP/PFI活用委員会へ報告し、協議する。</p> <p>なお、検討対象事業が企画調整会議案件である場合は、原則、企画調整会議幹事会と簡易な検討結果に関する札幌市PPP/PFI活用委員会を同時開催する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 簡易な検討</p> <p>PPP/PFI手法導入の検討は、簡易な検討より開始する。</p> <p>簡易な検討は、従来PPP/PFI手法の導入検討時に実施してきた導入可能性調査（コンサルタント等への委託費を伴う調査）に先立って実施する事前検討であり、1つ以上のPPP/PFI手法について、「定量的評価」と「定性的評価」を実施する。</p> <p>事業担当部局は、検討結果を札幌市PPP/PFI活用委員会へ報告し、協議する。</p> <p>なお、検討対象事業が企画調整会議案件である場合は、原則、企画調整会議幹事会と簡易な検討結果に関する札幌市PPP/PFI活用委員会を同時開催する。</p> <p style="color: red; margin-top: 10px;"><u>また、案件の複雑度によっては、札幌市PPP/PFI活用委員会事務局と調整のうえ、電子（メール）会議による開催とすることができる。</u></p>

札幌市 PPP/PFI 優先的検討指針 新旧対照表

3	18	<p>【札幌市 PPP/PFI 活用委員会の開催方法】</p> <p style="text-align: center;">第5章 詳細な検討</p> <p>詳細な検討は、従来PPP/PFI手法の導入を検討する事業において実施されていたコンサルタント等への委託費を伴うPPP/PFI手法導入可能性調査である。</p> <p>図5-1のとおり、簡易な検討結果を札幌市PPP/PFI活用委員会で検証した上で、詳細な検討を実施する。コンサルタント等への委託費を伴うため、事業担当部局は、委託費予算の確保、実施スケジュールに留意する必要がある。</p> <p>なお、企画調整会議が実施される案件については、札幌市PPP/PFI活用委員会と企画調整会議幹事会とを同時開催する場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 詳細な検討</p> <p>詳細な検討は、従来PPP/PFI手法の導入を検討する事業において実施されていたコンサルタント等への委託費を伴うPPP/PFI手法導入可能性調査である。</p> <p>図5-1のとおり、簡易な検討結果を札幌市PPP/PFI活用委員会で検証した上で、詳細な検討を実施する。コンサルタント等への委託費を伴うため、事業担当部局は、委託費予算の確保、実施スケジュールに留意する必要がある。</p> <p>なお、企画調整会議が実施される案件については、札幌市 PPP/PFI 活用委員会と企画調整会議幹事会とを同時開催する場合がある。</p> <p><u>また、案件の複雑度によっては、札幌市PPP/PFI活用委員会事務局と調整のうえ、電子（メール）会議による開催とすることができる。</u></p>
---	----	---	--